令和5年度

PTA安全互助会のしおり

- ○佐 賀 県 P T A 安 全 互 助 会 規 約
- ○佐賀県PTA安全互助会が加入する保険の概要
- ○必 要 提 出 書 類 様 式
- ○安 全 互 助 会 Q & A



佐賀県PTA安全互助会

目 次

○はじめに
○佐賀県PTA安全互助会規約 2
○安全互助会保障制度の概要3~7
○加入の手続き 8
○令和5年度年間行事計画 ······9
○令和5年度年間行事計画(記入例)10
○PTA主催行事 (追加・変更) 届11
○事故のご連絡のお願い
○事故報告書 兼 事故証明書〈傷害〉 13
○「事故報告書 兼 事故証明書」記入要項
○事故発生受付簿(兼連絡簿)〈賠償責任〉 · · · · · · 15
○Q&A ······ 16~21
○PTA団体傷害保険の補償概要 · · · · · 22
○PTA賠償責任保険の補償概要 · · · · · · 23~25
○令和 4 年度 事故発生状況報告26
○令和 4 年度 見舞金·弔慰金支払状況 ······ 27
○令和4年度 賠償事故発生状況報告28

このPTA安全互助会のしおりは、佐賀県PTA 連合会のホームページに掲載しております。

はじめに

青少年の健全な成長を願って、社会のPTA活動に期待するところが大きくその活動も活発化し、多様化するにつれて活動中の事故による災害がふえてきました。

子供たちの幸せのための折角の活動が思わぬ災害によって、会員がお困りになることも数多く起こっております。このことは企画運営にあたられた会長さんはじめ会員同士といたしましても心痛むことでございます。

これらの災害に対して不安を解消し、より充実したPTA活動が 展開されるよう何らかの補償を考えようという会員皆様のご要望 とご協力により、昭和54年度より佐賀県PTA安全会を発足させま したが、さらに一歩進めて、平成元年度より安全互助会の制度を スタートさせました。

「ひとりはみんなのために」「みんなはひとりのために」という相互扶助の精神に立って、会員一人一人のご理解とご協力により、県内の小・中学校PTAが加入していただきましたことに心から感謝申し上げますと共に、本制度がますます充実発展を期するため、会員皆様のあたたかいご支援ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

佐賀県PTA安全互助会規約

(名称)

第1条 この会は、佐賀県PTA安全互助会という。

(目的)

第2条 この会は、PTA活動中の傷害補償賠償の事務を処理し、本県PTA活動の推進と円滑な実施に資することを目的として設置する。

(構成)

第3条 この会は、会の趣旨に同意し、加入手続きを完了した単位PTAをもって構成する。

(役員)

第4条 この会に、会長その他の役員を置く。 役員は、佐賀県PTA連合会の役員がこれを兼ねる。

(会議)

- 第5条 この会に、常任委員会を置き、最高の議決機関とする。
 - 2 常任委員会は、佐賀県PTA連合会の総務委員がこれを兼ねる。

(会計)

- 第6条 この会の経費は、単位PTAが納入する安全互助会費をもってこれにあてる。
 - 2 会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終える。
 - 3 佐賀県PTA安全互助会基金を設ける。(佐賀県PTA安全互助会積立金を原資とする。) その運用は細則で定める。細則は理事会で定める。

(事務局)

- 第7条 この会の事務局は、佐賀県PTA連合会事務局内に置く。
 - 2 事務局長は、佐賀県PTA連合会事務局長がこれを兼ねる。

(補則)

- 第8条 この規約を実施するために必要な事項は別に定めることができる。
- 第9条 この会は、佐賀県PTA連合会と一体となり運用を行う。
 - 2 九P佐賀大会資金捻出のため、この会費の一部を常任委員会の承認を得て運用する。

(附則)

- 1 この規約は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成元年7月1日から改正施行する。
- 3 この規約は、平成11年7月1日から改正施行する。
- 4 この規約は、平成15年7月1日から改正施行する。
- 5 この規約は、平成18年7月1日から改正施行する。
- 6 この規約は、平成20年7月1日から改正施行する。

安全互助会保障制度の概要

安全互助会は、PTA活動中の偶然な事故によりPTA会員(父母、教師、児童・生徒、PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方)がケガをした場合に保険金をお支払いする傷害補償と、PTA自体が被る法律上の損害賠償責任に対し、保険金をお支払いする賠償責任補償がセットになった保障制度です。

●共通事項

1. 加入の単位

各学校のPTA単位で一括してお申込みいただきます。(後述加入の手続きP8をご覧ください。)

2. 安全互助会員の資格

単位PTAごとに父母会員、教・職員及び通学する児童、生徒を会員とみなす。父母会員は、PTA会員名簿に記された者とする。やむを得ない事情により父母会員が、PTA行事等に参加出来ない場合、事前にPTA会長の承認を受けた者は会員とみなす。

3. 安全互助会費

PTA会員(1世帯)当たりの一世帯年額255円(教・職員は18円)となります。

4. 保険金の請求手順

- (1) おケガの場合は事故報告書兼事故証明書 (P.13) を、賠償事故の場合は事故発生 受付簿 (P.15) を提出して頂きます。提出先は下記安全互助会(代理店)へ。
- (2) 賠償事故の場合や重症のおケガの場合、担当代理店よりご連絡いたします。
- (3) 保険金請求書(重傷の場合等は医師の診断書が必要となる場合があります。) によってご請求いただきます。

ただし、保険会社からその他の書類を提出願うこともあります。

※詳しくは「事故のご連絡のお願い(P.12)」をご参照ください。

この制度に関するお問い合わせ・事故のご連絡先 佐賀県PTA安全互助会 取扱代理店 株式会社コーリン

〒810-0022 福岡市中央区薬院4-3-5 セレス薬院5F フリーダイヤル 0120-228-553 (通話料無料)

◎受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

●保険種目ごとに異なる事項

	安全互助会傷害補償 (PTA団体傷害保険)	賠償補償 (PTA賠償責任保険)					
5. 補償の対象者	被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。 1. PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒 2. PTA会員の同居の親族 3. PTA行事(*)への参加が事前にPTAより認められている方 (*) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。	PTA (団体としてのPTA) またはPTA役員※保管物危険補償、法律相談・クレーム対応費用補償はPTA (団体としてのPTA) のみとなります。					
6. 補償の対象となる行事	保障期間中の1年間に実施されるPTA行事※が対象となります。 PTA活動の都度届け出る必要はありません。 ※日本国内においてPTAが企画および立案し主催または共催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則(名称の如何を問いません。)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。						
7. 対象行事 の例 (イ)PTA行事 関係	の例 ング、親子ソフトボール大会、バレーボール大会、球技大会、水泳監学路点検、生活指導などの活動中※の事故。 ● 事前に決められた単位PTAの総会、役員会や市町村単位および						
	※PTA活動へ参加するための所定の場所 と自宅との往復途上を含みます。	※PTA活動へ参加するため の所定の場所と自宅との往復 途上を含みません。					
(口)学校行事 関係	●学校行事でも子供の健全育成のためPT 決めた運動会、学芸会、体育祭、授業参観等	3 2 1 2 7 7					
	学校行事での当事者である児童・生徒の 事故で独立行政法人日本スポーツ振興 センターの「災害共済給付制度」の支払 対象となる場合は、本制度の補償対象に なりません。	PTAが主催・共催する行事で 法律上の損害賠償責任を 負った場合に限ります。					
(ハ)他の機関 団体の 行事	●地方公共団体等が企画したスポーツ大会、レクレーション行事等、PTA組織の行事の一環として参加中の事故。						

安全互助会保障制度の内容

	安全互助会傷害補償(PTA団体傷害保険)						
お支払いする 保険金額	①入院保険金(日額) 4,800円(180日限度) ②通院保険金(日額) 3,200円(90日限度) ③手術保険金 入院中48,000円、入院中以外24,000円(1事故につき1回) ④後遺障害保険金 障害の程度に応じて 28万円~700万円⑤死亡保険金 700万円の対理を関係をできる。 ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・						
保険金をお支 払いする場合	日本国内でPTA行事に参加中(参加のための往復途上を含みます)、PTA会員(保護者、教師)、児童・生徒、同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合。 例えば ● PTA主催のバレーボール大会で転倒しケガをした。 ● PTA運営委員会に行く途中に交通事故に遭いケガをした。 …など						
保険金をお支 払いしない 主な場合	次のいずれかの事由によって被ったケガ ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車、バイク、原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ・入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ・妊娠、出産、早産 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・戦争、革命、内乱、暴動 ・放射線照射、放射能汚染 ・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ ・…など						

[※]安全互助会傷害補償(PTA団体傷害保険)の詳細につきましてはP22の補償内容(概要)をご覧ください。

	安全互助会賠償補償(PTA賠償責任保険)
	①PTA活動遂行危険 (施設の管理ミスや行事自体の管理ミス)
	対人:1名につき 限度額5,000万円 1事故につき 限度額2億円 自己負担額 1事故につき0円
お支払いする	対物:1事故につき 限度額 5,000万円 自己負担額 1事故につき0円
保険金の限度額	②保管物危険対物:1事故につき限度額 10万円保険期間中限度額500万円自己負担額1事故につき5,000円
	③提供飲食物危険補償 対人・対物:1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う 損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注)保険期間中の限度額については、対人・ 対物それぞれの1事故あたりの限度額が 適用されます。
	④法律相談・クレーム対応費用補償1事故につき限度額 100万円保険期間中1億円限度
保おす場を払い	①日本国内で行われるPTA活動中の事故で、第三者の身体や財物に障害・損壞を与えた場合。 例えば●PTA主催のソフトボール大会でボールが逸れ、駐車中の第三者の自動車の窓ガラスを割った。 ●PTA清掃中に誤って通行人の衣服を汚した。 ②被保険者が使用・管理する第三者から借り受けた物を、PTA会員および児童・生徒が損壞または紛失・盗取された場合。 例えば●PTA主催のソフトボール大会で、借り受けていたバット、グローブ等が盗まれた。 ③PTAのイベント等で提供した飲食物により他人が食中毒等を被った場合 ④PTAおよびPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への相談費用や委任費用を補償 (提供飲食物危険補償)・PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。 (法律相談・クレーム対応費用)・保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。

	安全互助会賠償補償(PTA賠償責任保険)
保険金を お支払い する 場合	 ①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。 ②PTAまたはPTA役員(※2)が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。 (※1)事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。 (※2)退任した役員を含みます。
	 ⟨PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任⟩⟨保管物に係わる損害賠償責任⟩共通 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、革命、内乱、暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 …など
保険金をお支払い	 〈PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任〉のみ ・被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 (提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) ・・など〈保管物に係わる損害賠償責任〉のみ ・・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する損害賠償責任 ・・・など〈提供飲食物危険補償特約〉

しない 主な場合

- ・故意
- ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約 定によって加重された損害賠償責任
- ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有 する者に対して負担する損害賠償責任
- ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任
- ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償 責任
- ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任
- ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任

…など

〈PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用〉(法律相談・クレーム対 応費用補償特約)

- ・故意または重大な過失
- · 戦争·革命·内乱·暴動
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・台風・洪水または高潮
- ·放射線照射·放射能汚染
- ・自動車などの所有・使用・管理
- ・環境汚染(ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。)
- ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形
- ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由

…など

加入の手続き

(1) 加入申込み

5月1日現在の世帯数で記入される「単位PTA会員調査票」の提出をもって申込みに変える。

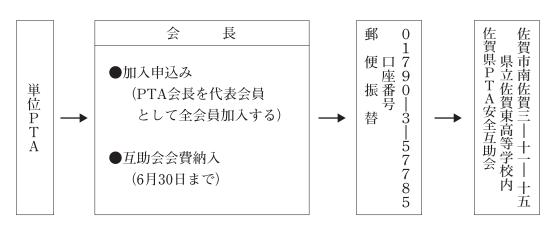
※転出入者について

- 1 県外への転出者については、転出日より資格を失うものとする。
- 2 転入者については、その単Pの加入が完了している場合、転入日より加入の資格を有する。

(2) 互助会会費納入方法

7月1日より保険適用になります。別紙郵便振替用紙で振り込むこと。

振込方法 郵便振替 口座番号 01790-3-57785



※原則として領収書は発行しませんので、振替用紙の「払込票兼受領証」を 領収書として保管下さい。

令和5年度年間行事計画

市郡連PTA名 単位PTA名

 単位PTA用

 市郡連PTA用

 (いずれかを囲む)

会長名 公印

校長名

(市郡連 PTA の場合は校長名不要)

月日	日	行	事	名	主催者名	開催地	参加者の範囲・人数(できるだけ詳しく)

令和5年度年間行事計画(記入例)

市郡連PTA名 単位PTA名

単位 P T A 用 市郡連 P T A 用 (いずれかを囲む)

会長名 公印

校長名

月	H	行 事 名	主催者名	開催地	参加者の範囲・人数(できるだけ詳しく)
尸	ш	1	工性有石	用催地	参加有の範囲・八数(てきるだけ計して)
4	10	入学式・1年学級PTA	PTA会長	学 校	正副会長、学年委員長、1年生会員○名
	14	正副会長会	"	"	正副会長ほか8名
	17	2·3年生学級PTA	"	"	2・3年全会員○名、G・T2名
	19	選考委員会、監査会	"	"	選考委員8名、監査ほか4名
	25	役員会、運営委員会	"	"	役員10名、運営委員32名
		専門委員会(各)	"	"	専門委員50名
5	8	定期総会	"	"	全会員
	11	役員研修会	"	公民館	役員10名、委員50名
	17	第1回廃品回収	"	"	各町区委員 54名
1	上旬	第32回バザー			
		 期日が明確でない場合			
		上旬・下旬でもよい			

- *この行事表は安全互助会常任委員会の判断資料となるので、安全互助会の対象となる行事のみご記入ください。
- *安全互助会の対象となる行事とは、県P連、市、郡、町P連、単位PTAが主催し、PTA行事として、会長の責任のもとで予め、機関決定されている行事のみをいう。主催者と平等の立場で、企画から終了まで責任持って実施する共催の行事。県、市、郡、町の教育委員会からPTA参加依頼があり、会長の代理として特に委嘱されている行事等です。
- *参加者の範囲・人数について、○年生○名・全児童、保護者・教師など具体的に記入してください。
- *この行事計画に記入されていないものについては、安全互助会の対象にはなりませんので、ご留意ください。未記入の追加行事が生じた時は、「PTA主催行事(追加・変更)届」に会長印を入れ要項を添えて、実施前に必ず追加提出をしておいてください。
- *市郡連Pの年間行事は、各市郡連P事務局で作成してもらいます。単Pでの記入は、県P、市郡連Pの行事については、除かれて結構です。
- *単位PTAは、7月7日までに各市郡連事務局へ2部ご提出ください。なお、市郡連事務局は7月21日までに、そのうちの 1部を県P事務局へご送付ください。未提出段階での事故発生は対象となりませんので、気をつけてください。

○○年○月○○日

佐賀県PTA安全互助会 様

○○立○○中学校PTA

会長 〇〇〇〇〇 公印

PTA主催行事(追加・変更) 届

この度、○○単Pにおいて、下記の行事を追加変更して開催することにしました ので、開催要項(案内文書等)を添えて、お届けします。

記

- 1 行事の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 参加者と人数
- 5 行事の内容

事故のご連絡のお願い

【事故が発生したら】

事前にご提出いただいた「令和5年度年間行事計画」に記載のある行事であることをご確認ください。

◎傷害事故の場合

① 「事故報告書 兼 事故証明書」(P.13)へ必要事項をご記入いただき、PTA会長様印(角印もしくは個人印)をご捺印のうえ、返信用封筒にて事務局までご郵送ください。

ご記入いただいた「事故報告書 兼 事故証明書」のコピーと、「『事故報告書 兼 事故証明書』記入要項 (P.14)」を合わせておケガされた方へお渡しいただき、保険会社より事故についてのご連絡が入る旨のご説明をお願いいたします。

(ご説明頂くのは、記入要項(P.14)下部「保険金ご請求手続きの流れ」Step3以降の部分となります。)

- ②事務局に書類が到着後、保険会社よりおケガされた方へお電話にてご連絡させていただきます。
- ③保険金のお支払いが完了致しましたら、事務局より事務担当者様へお手続き完了のお知らせをお送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

◎賠償事故の場合

- ①「事故発生受付簿(兼連絡簿)」(P.15)に必要事項をご記入いただき、事務局までご郵送をお願いいたします。
- ②事務局に書類が到着後、ご担当者さまへご確認のお電話をさせていただきます。
- ③請求書類一式を郵送にてお送りさせていただきますので、ご記入の上ご返送下さい。

物損事故(モノが壊れた 等)の場合、壊れたものの写真と、修理(もしくは買換えの)見積り書をご準備いただき、請求書類と併せてご郵送下さいますようお願い申し上げます。

事故発生受付簿郵送のお願い

「事故発生受付簿」は郵送にてお願いいたします。個人情報保護の観点から、FAXでの受付は中止させていただいておりますので何卒ご了承ください。

事故報告書 兼 事故証明書

AIG損害保険株式会社 宛

(フリガナ)							
①被保険者のお名前 (ケガをした人) 				生年月日	年	月	日
②事故が発生した日時	年	月	B		時	分頃	
③事故の状況				<u>‡</u>	易所 ()
④請求権者の日中の連絡先							
(フリガナ)							
(氏名)		(被保 	険者との続	柄)本人:親格	霍者·その他	()
〒 -							
(住所)							
(電話番号)()-()-()			
 ⑤上記の被保険者は (チェック欄A) □ (1)当校に在籍する生徒 □ (2)当PTA会員(教職員・信息 □ (3)当PTA会員の同居の報息 □ (4)当PTAが事前に参加を (チェック欄B) □ (1)下記PTA行事参加中 □ (2)下記PTA行事に参加を □ (3)上記(1)(2)以外の時 	現族 を認めた者 するための自		上記事故が i途上) } (ca)(,\ <i>\</i> _		
(チェック欄C)□発生したことを証明します□発生したことの報告を受け							
行事名 学校名		—— PTA会	長				(P)
		7					
		<u>ご</u>	己入日		年	月	<u> </u>
		事務	<u> </u>				
		連絲	各先電話番号	<u> </u>			
				代理店受付日	年 月 日	日 保険会社 受付日	

- 13 -4S1-2H1

「事故報告書 兼 事故証明書」記入要項

「事故報告書 兼 事故証明書」は保険事故が発生した際に、管理下の事故であることの証明のためにご提出いただく書類です。下記の記載内容をご確認いただき「事故報告書 兼 事故証明書」にご記入、ご捺印の上、ご提出くださいますようよろしくお願い申し上げます。

本書が、AIG損害保険株式会社に到着後、担当者よりご請求者へご連絡差し上げ、傷病内容や治療状況を確認のうえで請求手続き(電話による請求、もしくは書類による請求)について打ち合わせをさせていただきます。

なお、本書式は賠償事故のご請求にはご使用できませんので、ご了承ください。

- ① ケガをした方のお名前、生年月日をご記入ください。
- ② 事故が発生した日時をご記入ください。
- ③ 事故が発生した状況および場所(施設・住所等)をご記入ください。
- ④ ご請求者の氏名、ケガをした方との関係をご記入ください。ケガをした方が未成年の場合は親権者が請求権者となります。

ご請求者の住所およびAIG損害保険株式会社から連絡をさせていただく電話番号を記入ください。 なお、発信番号は0120-127-590となります。

着信履歴をご覧になった際にAIG損害保険株式会社から電話だとお分かりいただくために、ご請求者にお伝えください。

- ⑤ チェック欄A·B·Cそれぞれ、該当する項目にチェックを入れてください。 チェック欄Bの(3)に該当する場合のみカッコ内に具体的にご記入ください。
- ⑥ 行事名·学校名をご記入ください。 管理者の証明としてPTA会長のご記名、ご捺印(公印、私印のいずれも可)をお願い致します。
- ⑦ 本書類をご記入いただいた方のお名前とご連絡先をご記入日とあわせてご記入ください。

保険金ご請求手続きの流れ

Step1

上記、記載要項をご参照いただき、「事故報告書 兼事故証明書」を作成ください。

(貴団体)

作成いただいた「事故報告書 兼 事故証明書」を取扱代理店にご提出ください。

Step2 (貴団体)

Step3

AIG損害保険株式会社より、ご請求者に電話連絡のうえ、傷病内容や治療状況の確認を行います。 伺った内容に基づき、請求手続きについての打ち合わせを行います。

(AIG損保)

- ◆電話による請求手続きの条件に合致するものは、ご請求者に説明し、ご了解をいただいたうえでお支払い手続きを完了します。
- ◆条件に合致しないなど電話による請求手続きができないものについては、必要書類をご案内のうえ、書類をご請求者宛てに送付い たします。

Step4 (AIG損保)

電話もしくはご返送いただいた保険金請求書類で、ご請求内容の確認および保険金の額を算出します。

ご指定の口座に保険金をお支払いいたします。

Step5

支払い手続き後、およそ2営業日で、保険金をお受け取りいただきます。

(ご請求者さま) 保険金のお支払い内容につきましては、後日お手元に届きます支払い案内はがきでご確認いただけます。

	;	事故	発生	受付	簿(兼連	絡夠	簙)		
PTA名			市立 町立 村立			義	小学材 中学材 務教育学材	_交 PIA	A
本件のご担当者名	役職名		氏名	7			TEL	_	
事故発生日時		年		月	日()	午前・	午後	時ごろ
事故発生場所									
PTA行事名									
事故発生原因 および 状況									
	(フリガナ)							年令	性別
被害者名								才	男・女
被害者住所	₸						TEL	_	_
被害物件	損害額または	修理費	およそ			円	所有者名 TEL	_	_
被害物件写真	1. あり	2.	なし		お見積書有	無	1. あり	2. た	î L
被害物購入時期		年	J	月頃	被害物購入金	金額			
備 考 人身事では、 人は、おの、 は、おりでは、 は、おりでは、 は、おりでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は									

送付先 佐賀県PTA安全互助会 (取扱代理店 株式会社コーリン)

〒810-0022 福岡市中央区薬院4-3-5 セレス薬院5F フリーダイヤル 0120-228-553 (通話料無料) ②受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

Q&A

Q1~Q18までは安全互助会PTA団体傷害保険 Q19は 安全互助会PTA賠償責任保険

○1. この制度の対象になるPTA活動とは、具体的にどのようなものをいいますか。

Α

- ●日本国内においてPTAが企画および立案し主催・共催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則(名称の如何を問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。
- ●制度の対象になるのはPTA活動中に発生した事故など
- 傷害補償はPTA活動に参加するための往復途上で発生した事故も対象となります。

具体的には次のような行事が対象になります。

PTA総会・PTA役員会・各委員会・交通安全指導・校外補導・プール開放事業・ 除草美化活動・レクリエーション行事・バザーなど

Q 2. この制度の傷害補償では往復途上の事故も対象になっているとのことですが、 途中で買い物をしたり、友人の家に寄っても対象になりますか。

Α

この制度の対象となるのは、PTA活動の会場と自宅との間の「通常の経路」のみです。

「通常の経路」とは集合、解散場所とそのPTA会員の自宅との間を直行する場合に限ります。 従って質問のように他の場所へ立ち寄る場合は通常の経路とはいえませんので、対象にはなり ません。

なお、児童、生徒が下校の際、学校から直接、PTA行事の集合場所へ行く場合には特に通常の 経路に含めるものとして取り扱います。

(安全互助会PTA賠償責任保険においては、往復途上の事故は対象になりません。)

03. 会員の自主的なサークル活動、同好会活動は対象になりますか。

Α

サークル活動、同好会活動でも、PTAとして正式に決定された場合には対象になりますが、自 主的に発足し又は自主的に活動しているサークル・同好会は対象にはなりません。 **Q 4**. 明日のPTA総会は、私が都合が悪いので祖母にいってもらおうと思っています。この制度の対象になりますか。

A

この制度の対象になるのは

- ① PTA会員(保護者・教職員) およびその学校に通学する児童・生徒
- ②PTA会員の同居の親族
- ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方
- ※③にはボランティアとしてPTAに事前に登録された方を含みます。

従って、PTA会員の同居の親族であれば、補償対象者に含まれます。

Q5. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の支払対象となる災害は補償されないとのことですが、申請手続きをしなければ補償を受けられますか。

Α

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の支払対象事故(学校 管理下の事故)は、申請の有無を問わず支払われません。

学校の休み時間中の事故、部活動中の事故は本保障制度の対象とはなりません。

※夏休みのプール開放時の事故は本保障制度の対象となります。(PTA活動であることが 条件です。)

ただし、事故発生から30日以内のご報告が必要です。

Q6. PTA主催のハイキングで靴ズレができて、化膿しました。この制度の対象になりますか。

A

この制度の対象になるのは

- ①急激
- ②偶然
- ③外来
- の事故によるケガです。

従ってこの質問にあるような靴ズレ、あるいは、野球肩、テニスひじ等は急激性を欠き ますので、対象にはなりません。

07. 「事故」とはどのようなものを言いますか。

Α

この制度でいう事故は、通常言うケガの範囲と異なり次の場合も含みます。

- ①被傷部位は必ずしも身体の外部である必要はなく、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば、内部諸器官の出血、筋違いなども事故といえます。
- ②いわゆる「ケガ」をともなわない死亡も、急激、偶然、外来の事故に起因するもので あれば対象になります。

たとえば、「高いところからの墜落による即死」「煙、ガス等によって空気が遮断されて死亡する 窒息死」などは対象になります。

※「日射または熱射によって熱中症を発症した場合」なども対象となっております。

Q8. PTA主催の潮干狩りで軽い日射病になり、目がくらんで倒れて、ガラスの破片で腕を切りました。この制度の対象になりますでしょうか。

Α

日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合も補償の対象となります。

○9. 急性心不全(心臓マヒ)はこの制度の対象になりますか。

Α

急性心不全(心臓マヒ)をおこしたような場合でも、一般的には除々に心臓に負担がかかり、心機能が働かないようになったためか、または、何らかの心臓疾患(心不全など)によって生じるものが多いと考えられます。これらの場合は、急激性や外来性に欠けるため、この制度の対象になりません。

ただし、氷の割れ目から冷水に転落し、心臓マヒを起こしたような場合は、急激かつ偶然な外来の事故であり、この制度の対象になります。

O10. 食中毒もこの制度の対象になりますか。

Α

細菌性食中毒については、PTA管理下においてPTA行事に参加している間に発生した場合には、補償の対象となります。

O11. 個人的に加入は可能ですか。



できません。

この制度は単位PTAごとに一括してご加入いただきます。

Q12. 入院および通院保険金は、治療費の実費が支払われますか。

Α

この制度における入院及び通院保険金の支払いは、実費払いではなく定額払いです。 保険金額は以下の通りとなっています。

詳しくは本冊子P5をご覧ください。

保険金種類	保険金額
入院保険金(日額)	4,800円(180日限度)
通院保険金 (日額)	3,200円(90日限度)
手術保険金(1事故につき1回)	入院中48,000円、入院中以外24,000円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて28万円~700万円
死亡保険金	700万円
熱中症補償	保険金額は上記各保険金額と同額
細菌性食中毒補償	保険金額は上記各保険金額と同額

Q13. ケガが原因で病気になった場合は、この制度の対象になりますか。



ケガと直接因果関係にある病気 (たとえば、破傷風、創傷伝染病) の場合にはその病気 について、ケガそのものと同様に制度の対象になります。

ケガの治療中にケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合は、その病気の為のみ の治療期間については、この制度の対象とはなりません。

Q14. この制度の保険金の請求は、完治した後でないといけませんか。

Α

入院および通院日数が確定するためには、完治する事が必要です。従って入院および通 院保険金は完治した後に請求していただくことになります。

ただし、事故の通知は事故発生後30日以内にすることが必要です。事故通知の際には医師の診断書の添付は必要ありません。(診断書の有無は追ってご連絡します。)

Q15. この制度では診断書の作成費用は支払われますか。

Α

はい。傷害補償では、ご請求金額が10万円以下で且つ保険会社から作成依頼があった場合は、診断書の作成費用は保険会社が負担します。

Q16. PTA行事中にケガをしましたが、自分で手当をして完治しました。この制度の対象になりますか。

Α

この制度で入院、通院保険金を受けるためには、医師の治療を受ける必要があります。 従ってこの事例のように、医師にかからなかった場合は対象になりません。

入院および通院保険金支払いの条件である「医師の治療」でいう医師とは、医師法にいう医師をいいますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合には、接骨医、柔道整復師も特に医師と同等に取り扱います。

しかし、鍼、灸、マッサージ師等で施術を受けた場合は補償の対象とはなりません。

Q17. 事故が発生したら、どこへ連絡すればいいですか。

Α

- ①会員は単位PTA担当者(役員)へ連絡。
- ②担当者(役員)は事故報告を受けたあと、安全互助会に連絡をしてください。
- (P.12「事故のご連絡のお願い」をご確認いただき、必要書類を返信用封筒にてご郵送ください。)

Q18. 私の単位PTAでは自転車に「子どもを守ろうパトロール中」のカードをつけています。夕方の買い物の途中で自発的にパトロールを行い、自転車が転倒してケガをしました。この場合、この保障制度の対象になりますか?

A

保障制度の対象となるのは、PTAより行事案内書が出された場合の事故です。

この場合は、自発的な行動ですので、残念ながらPTA活動中の事故とは見なされません。従って、保障制度の対象にはなりません。

※いろいろなケースがございますので、一度安全互助会へお問い合わせください。

Q19. 賠償責任の補償では、自動車事故は対象となりますか?



PTAの賠償責任保険では、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任は補償されません。

- **例**)○PTAの廃品回収作業中に、車をバックさせていて学校の校門にぶつけて破損させた。
 - ○PTA総会に出席のため、校庭の駐車スペースへ移動中、近くにいた児童と接触し、 ケガを負わせた。など

このような事故は、そのお車の自動車保険(対人賠償・対物賠償)でご対応いただく事となります。

PTAの活動に起因して「自動車」を破損させた場合などは、賠償責任保険で補償される場合もございますのでご相談ください。

- 例) ○除草作業中に、草刈り機の飛び石で近くに駐車中の車に傷をつけた。
 - ○PTAバザーの際に設置したテントが強風にあおられ、駐車車両に傷をつけた。 など

PTA行事で事故が生じた場合は、まずご相談ください。

連絡先

佐賀県PTA安全互助会 取扱代理店 株式会社コーリン

〒810-0022 福岡市中央区薬院4-3-5 セレス薬院5F フリーダイヤル 0120-228-553 (通話料無料) ◎受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

PTA団体傷害保険の補償概要

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない 主な場合			
死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日 以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保 険金額から控除してお支払いします。	・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車、バイク、原動機付自転車な どの無資格運転・酒気帯び運転・麻 薬などを使用しての運転中に被った			
後遺障害 保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日 以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金 額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度とな ります。	ケガ ・病気・心神喪失などおよびこれらを 原因とするケガ(例えば歩行中に病 気により意識を喪失し転倒したため にケガをした場合など) ・入浴中の溺水(ただし、引受保険会			
入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ・妊娠、出産、早産 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波・戦争、革命、内乱、暴動・放射線照射、放射能汚染			
手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術 1 回限度) ①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]				
通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、「ご契約の保険金日額×通院日数」をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ			

- (注1)被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。
 - 1. PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒
 - 2. PTA会員の同居の親族
 - 3. PTA行事(*)への参加が事前にPTAより認められている方
- (*) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。
- (注2)ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(細菌性食中毒補 償特約)ならびに急激かつ外来による日射または熱射による身体 の障害(熱中症危険補償特約)を含みます。
- (※)「PTA行事参加中」とは次の間をいいます。
- 1. 被保険者の所属するPTA (単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加(集合から解散まで)している間
- 2. PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

セットされる特約

細菌性食中毒補償特約	PTA行事参加中に食品等の摂取により細菌性食中毒およびウィルス性食中毒を発症した場合も保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約	急激かつ外来による日射または熱射によって身体の障害を被った場合も保険金をお支払いします。

PTA賠償責任保険の補償概要(賠償責任保険〈個人用〉普通保険約款+PTA特別約款+児童·生徒補償対象外特約 +提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約)

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被 る損害を補償します。

〈PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故〉

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

〈保管物に係わる損害賠償〉

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。 お支払いする保険金 保険金をお支払いしない主な場合 保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任 〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉〈保 を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に 管物に係わる損害賠償責任〉共通 限ります。 ・故意 〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉 戦争・革命・内乱・暴動 PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との 財物を損壊したりしたとき。 〈保管物に係わる損害賠償責任〉 間に約定を締結している場合において、 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保 その約定によって加重された損害賠償責 管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。 仟 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動 被保険者の範囲 〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉 以外の活動によって生じた損害賠償責 PTAまたはPTA役員 …など 基 〈保管物に係わる損害賠償責任〉 〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉のみ 本 PTA ・被保険者が所有・使用・管理する財物の 補償 ●お支払いする保険金 損壊について、その財物に対し正当な権 管 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 利を有する者に対して負担する損害賠償 理 ①損害賠償金 責任 者 (注)損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の 賠 ②損害発生・拡大防止費用 償 責任 ③求償権保全費用 る指害賠償責任 4緊急措置費用 ・自動車などの所有・使用・管理に起因 補 償

- ⑤争訟費用
- ⑥保険会社への協力費用

●お支払いする保険金の額

・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額 をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。

支払保険金の額=上記①の損害賠償金+上記②③④の各費用-自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。

〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉

1回の事故につきご契約の保険金額が限度。

〈保管物に係わる損害賠償責任〉

1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。

・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、 上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払い します。

支出した争訟費用の額×(保険金額÷①の損害賠償金)

- 改築、修理、取り壊しなどの工事に起因す
- する損害賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた物または飲食 物に起因する損害賠償責任(提供飲食物 危険補償特約がセットされている場合、 飲食物に起因する損害賠償責任はお支 払いの対象となります。)
- ・被保険者と同居する親族に対する損害 賠償責任(ただし、PTA役員が負担する 損害賠償責任に限ります。) …など

〈保管物に係わる損害賠償責任〉のみ

・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質 による損壊または保管物を貸主に返還し た日の翌日から起算して30日を経過し た後に発見された保管物の破損によって 生じた損害賠償責任 …など

-23-

提供飲食物危険補償特約

PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者 (PTAまたはPTA役員) が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

ただし、回収措置(飲食物の回収·交換·廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。

●お支払いする保険金

「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。

ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。

- ・故意
- ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間 に約定を締結している場合において、その 約定によって加重された損害賠償責任
- ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以 外の活動によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損 壊について、その財物に対し正当な権利を有 する者に対して負担する損害賠償責任
- ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任
- ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体 に発生した財物の損壊に対する損害賠償責 任
- ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠 償責任
- ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など

〈PTA·PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用〉(法律相談·クレーム対応費用補償特約)

保険金をお支払いしない主な場合 保険金をお支払いする場合 保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA) ・故意または重大な過失 が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償し ・台風・洪水または高潮 ます。 ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 · 放射線照射 · 放射能汚染 法 ①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を ・自動車などの所有・使用・管理 与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。 ・環境汚染(ただし、不測かつ突発的な事故によ ·相談 ②PTAまたはPTA役員(※2)が、PTA活動中にクレーム行為を受けた り発生したものは除きます。) ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品 こと、または、 PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム クレー の販売または身体の整形 行為を受けたこと。 (※1)事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁 ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類 ム対応費用 する事由 護士委任契約に対する費用に限ります。 (※2)退任した役員を含みます。 …など お支払いする保険金 被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・ 補 訴訟費用および事故の対応に要した費用(※1)について、費用ごとに 保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。 ただし、1回の事故(※2)につき100万円かつ保険期間を通じて1億 円を限度とします。 なお、顧問料は含みません。 (※1) 「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。 (※2)同一の事由に対して発生した事故(クレーム行為など)は1回の 事故とみなします。

- (注1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動(注2)を行っている間をいいます。 ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動(注2)へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。
- (注2)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく 正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

■個人情報の取扱いについて

団体(保険契約者)は、事故発生受付簿(兼連絡簿)、事故報告書兼事故証明書に記載された個人情報を当該保険制度の引受保険会社に提供します。 引受保険会社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い ②グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理 ③引受保険会社の業務に関する情報提供および業務運営、商品・サービスの充実 ④お客さまとのお取引および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務 ⑤その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(引受保険会社代理店を含む)へ委託する場合 ②再保険の手続きをする場合 ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合 ④その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、次のホームページをご覧ください。 AIG損害保険株式会社 (URL:https://www.aig.co.jp/sonpo)

■事故の通知

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

- ○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容
- ○同一事故を補償する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容(既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。)
- 1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。
- 2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。

■財産の状況の変化による保険金等の削減について

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

■引受保険会社損害保険募集人について

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有して います。

■共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合せください。

令和 4 年度佐賀県 PTA 安全互助会事故発生状況報告

(平成4年4月~令和5年3月)

1 区分発生者数

児童生徒	保護者	教師	その他	合計
2	5	2	3	12

2 男女比

男性	女性	合計
7	5	12

3 月別発生件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
0	0	4	1	1	0	1	2	2	0	1	0	12

4 行事発生件数

ト [・] ッシ [・] ヒ [・] - 大会	n゙ レーボ ール 大会	運動会	プール 開放	その他の PTA 行事	往復途上	他団体との 共催行事	その他	合計
1	3	0	1	7	0	0	0	12

5 場所別発生件数

校庭	校舎内	体育館	プール	往復途上	町区内	その他	合計
2	0	5	1	1	2	1	12

6 罹患別発生件数(罹患部重複)

骨折・ひび	捻挫つき指	打撲	切創挫創	アキレス腱切	その他	合計
5	4	0	0	1	2	12

7 部位別発生件数(罹患部重複)

手・腕	足	頭・顔	腰	その他	合計
4	7	1	0	0	12

令和4年度佐賀県 PTA 安全互助会見舞金・弔慰金支払状況 (令和4年4月~令和5年3月)

* 罹患別支払件数

骨折・ひび	折・ひび 捻挫つき指		打撲 切創挫創		その他	合計	
5件 4件 04		0件	0件	1件	2件	12 件	
420,800 円	134,000 円	0 円	0 円	196,800 円	35,200 円	786,800 円	

* 上位の高額支払状況

行事	罹患別	金額
バレーボール大会	アキレス腱切	196,800 円
その他 PTA 行事	骨折・ひび	185,600 円
その他 PTA 行事	骨折・ひび	136,000 円
プール開放	骨折・ひび	89,600 円
ドッジビー大会	捻挫つき指	80,000 円

* 3万円以上の見舞金等支給件数等

支払済み	3万円以上	3万円以下	未払い	請求辞退
10	6	4	2	0

◎未払い分は治療中のもの

令和 4 年度佐賀県 PTA 安全互助会賠償事故発生状況報告

(令和4年4月~令和5年3月)

1 月別発生件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3

2 行事発生件数

ト [゛] ッシ [゛] ヒ゛- 大会	n レーボ ール 大会	運動会	プール 開放	その他の PTA 行事	他団体との 共催行事	その他	合計
0	0	1	0	2	0	0	3

3 場所別発生件数

校庭	校舎内	体育館	プール	往復途上	町区内	その他	合計
3	0	0	0	0	0	0	3

4 被害物件別件数

学校の窓ガラス	自動車の窓ガラス	学校のテント	配管設備	その他	合計
1	1	1	0	0	3

お互いに安全に気をつけましょう

(準備運動を十分に。交通事故に注意を)

佐賀県 PTA安全互助会



○佐賀県PTA連合会事務局

〒840-0016 佐賀市南佐賀3-11-15 TEL 0962 (26) 2276 県立佐賀東高等学校内 FAX 0952 (26) 2265

○AIG損害保険株式会社 福岡支店

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 富士火災福岡ビル

TEL 092 (718) 7000 FAX 092 (731) 7699

○ 佐賀県取扱代理店 株式会社コーリン

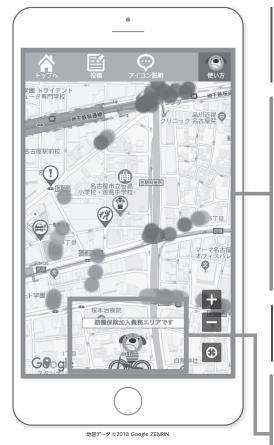
〒810-0022 福岡市中央区薬院4丁目3-5 セレス薬院ビル5階

TEL 0120 (228) 553

FAX 092 (525) 6015

こどもの交通事故を未然に防ぐためのオンライン地図サービス『あんぜんmyマップ』。 事故多発地点、自転車の安全利用に関する条例・情報等の確認や、危険場所の投稿・共有等により、 PTA・学校・ご家庭が一体となって"こどもの安全を守る活動"にお役立ていただけます。

あんぜんmyマップ



地図に表記されている投稿はイメージです。

過去に発生した交通事故情報※が閲覧可能







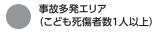
こども110番

交通事故が発生した地点は以下の通り色分け表示されます。

事故多発エリア (こども死傷者数3人以上)



事故多発エリア (こども死傷者数2人以上)





事故多発エリア (こども死傷者数0人以上)

- ◆ 危険場所が一目で確認できます!
- ◆ それぞれの地点をクリックすると事故内容の詳細が表示されます!
- ◆ ストリートビューも表示されるため、より具体的な交通安全指導が 可能となります!

各地の自治体が制定する自転車条例※の情報が 閲覧可能 ※自転車損害賠償責任保険等の加入義務化・努力義務化を柱とする条例



賠償保険加入義務/加入努力義務/加入に関する義務なし それぞれのエリアでキャラクターがポップアップします。

- 自治体の条例施行状況が一目で確認できます!
- ◆ ポップアップしたキャラクターをクリックすると、国交省の自転車安全 利用に関するサイトや各自治体の自転車条例関連サイト等に遷移します!



パソコン OK! スマートフォン OK! タブレット OK!

https://www-511.aig.co.jp/smt/anzenmap/

https://www-511.aig.co.jp/p/anzenmap/

住所、駅名、現在地から検索、あらゆる地点の地図が閲覧可能 稀素のは!! ②



QRコード(スマホ用)

こどもを交通事故のリスクから守る









『あんぜんmyマップ』おすすめ活用事例







地図に表記されている投稿はイメージです。





投稿機能で交通事故の 危険箇所を発信







日常生活で思わず危ないと思った地点を投稿・共有することで、 こどもが巻き込まれる悲しい交通事故を未然に防ぐことに繋がります。

また、こどもが危険を感じたときに駆 け込める場所(こども110番)も投稿 できます。





き車が多い所だよ







ストリートビューを使って 効果的な交通安全教育

任意の場所をタップすると、その地点のストリート ビューが閲覧できます。

お子様と一緒に、視覚的に危険な場所を確認する ことができます。



注意しよう

学校やPTAの共同作業に あんぜんmyマップを活用

危険が潜む場所を登録していくことで、手書きの地図で は難しい、学校とPTAの共同作業や情報の共有が簡単に 行えます。地域の情報が地図上に増えていくことで、学校 やPTAで協力した安全な街作りの活動に繋がります。

みんなで地域の 安全を守るう!



「あんぜんmyマップ」をご活用いただき、PTA・学校が一体となって、こどもの安全を守る活動の輪を広げていきましょう。 AIG損保は、事故を未然に防ぎ、こどもたちを危険から守ることができる安全な地域社会の実現に、これからも貢献して参ります。

AIG損害保険株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ

AIG損害保険株式会社 福岡支店

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 富士火災福岡ビル3F

Tel 092-718-7000

4A6-571

佐賀県PTA連合会「小・中学生総合保障制度(こども総合保険)」

偶然な事故による ケガター、ても

ケガをしても ケガをさせても



個人賠償責任補償

法律上の損害賠償責任に備えます。

傷害補償

偶然な事故による お子様のケガに備えます。

まさか!の時でも、安心です。

自転車事故により、 高額の損害賠償金の支払いを命じられた事例も発生しています!!

この制度の詳しい内容はこちらからも確認いただけます

『小・中学生総合保障制度』 https://www.pta-corin.com/



お問合わせ:0120-228-553

受付時間:平日 午前9時から午後5時

●制度取扱代理店:株式会社コーリン(佐賀県PTA連合会推薦 保障制度事務局)

〒810-0022 福岡市中央区薬院 4 丁目 3-5 セレス薬院 5F

●制度引受保険会社:AIG 損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 Chubb 損害保険株式会社

この広告は「小・中学生総合保障制度(こども総合保険)」の概要についてお伝えしています。こ加入の際は必ずハンフレットおよび重要事項説明書をご覧下さい。

【令和5年度版:S-230494 (2024-03)】







特設サイトはこちら https://www.sompo-japan.co.jp/company/365japanquality/

損害保険シャパン株式会社 佐賀支店 〒840-0804 佐賀県佐賀市神野東1-3-18 https://www.sompo-japan.co.jp/

佐賀県学校給食会の事業

- ① 品質に優れ、安全で、低廉(安価)な学校給食物資の安定供給
- ② 安全確保の検査(細菌、残留農薬、放射能、品質調査等)
- ③ 地産地消推進のため、地場産物の活用推進と製品化
- ④ 健全な心身と、豊かな人間性を育む基礎としての「食育」の推進支援

アレルギー対応物資(28 品目)、減塩物資、防災食等、取扱っております

学校給食用パン、米飯の品質向上

学期毎に、パンの品質調査と米飯の食味調査を実施し品質向上に努めています

- ・令和5年度4月から佐賀県産小麦新品種「はる風ふわり」100%を使用した、学校給食用パンの供給を開始しました ふんわりもっちりした食感が特徴です
- ・学校給食のパンはイーストフード、グルテン等を添加していない安全、安心で良質なパンの供給しております
- ・学校給食のお米は、佐賀県産米(地元米)を使用し、品質は(一財)日本穀物検定協会に検定を依頼して、安全・品質確認の充実を図っております

地場産物を活用した加工食品

県産品を素材とした加工食品の開発は佐賀県総合センター運営委員会「調理献立委員会」で 協議して開発しております

- ・「ソテードオニオン」、「れんこん(乱切、スライス、ダイス)」…県産たまねぎ、県産れんこんを使用
- ・「みかん缶」、「みかんゼリー」、「みかんジャム」「みかんジュース」…県産みかんを使用
- ・「揚げチャーメン」、「学校給食用うどん」…県産小麦を使用
- ・「冷凍豆腐」、「ゆで大豆」…県産大豆を使用

学校給食の普及・充実

学校給食への理解を深め、食育推進を図っています

- ・献立調理発表会(コンクール)を開催し、地場産物の活用と普及、調理技術、衛生管理の充実
- ・学校給食に関するビデオ、パネル等、資料の貸出し等



〒849-0933 佐賀市卸本町5番44号
 公益財団法人 佐賀県学校給食会
 理事長 中 川 正 博 TEL 0952-31-2121



こどもの夢をお手伝いします



グ 学映システム

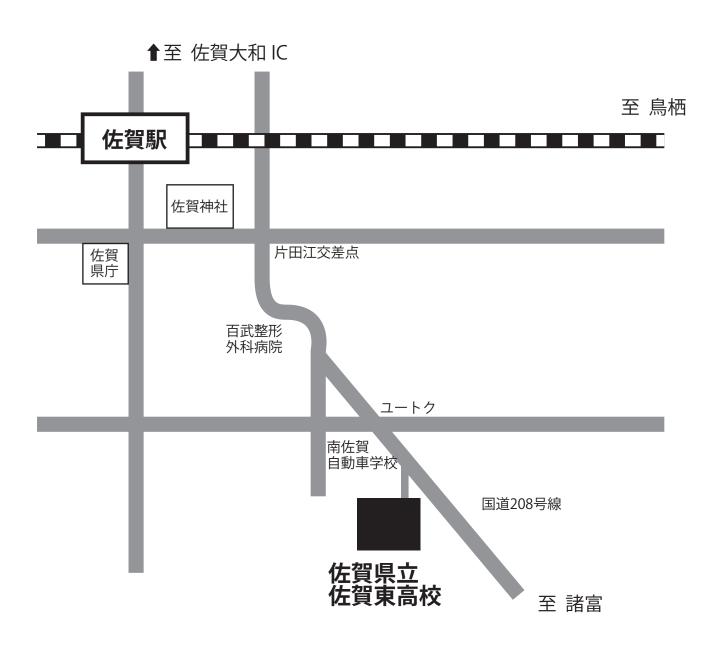
Gakuei System





株式会社学映システム

佐賀本店	佐賀市鍋島町大字森田902番地	TEL0952-34-5280 / FAX0952-34-5285
武 雄 支 店	武雄市武雄町大字永島15877番地1	TEL0954-22-4124 / FAX0954-22-4109
唐津営業所	唐津市和多田用尺12番39号	TEL0955-70-2270 / FAX0955-70-2277
久留米営業所	久留米市東合川8丁目8番21	TEL0942-41-4315 / FAX0942-41-4317
福岡営業所	福岡市博多区千代2丁目1番15	TEL092-260-7664 / FAX092-260-7665
沖縄営業所	沖縄県島尻郡与那原町字東浜80番4	TEL098-917-2707 / FAX098-917-2708



佐賀県PTA安全互助会事務局

〒840−0016

佐賀市南佐賀 3-1 1-1 5

佐賀県立佐賀東高等学校内

TEL: 0952-26-2276

FAX: 0952-26-2265

この制度に関するお問い合わせ・事故のご連絡先

佐賀県PTA安全互助会 取扱代理店 株式会社コーリン

〒810-0022 福岡市中央区薬院4-3-5 セレス薬院5F フリーダイヤル 0120-228-553 (通話料無料)

◎受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社

幹事会社

AIG損害保険株式会社 福岡支店

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 富士火災福岡ビル TEL.092-718-7000

https://www.aig.co.jp/sonpo

◎受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

非幹事会社

損害保険ジャパン株式会社